

農業振興地域整備計画の変更手続の流れ【1. 事前相談】

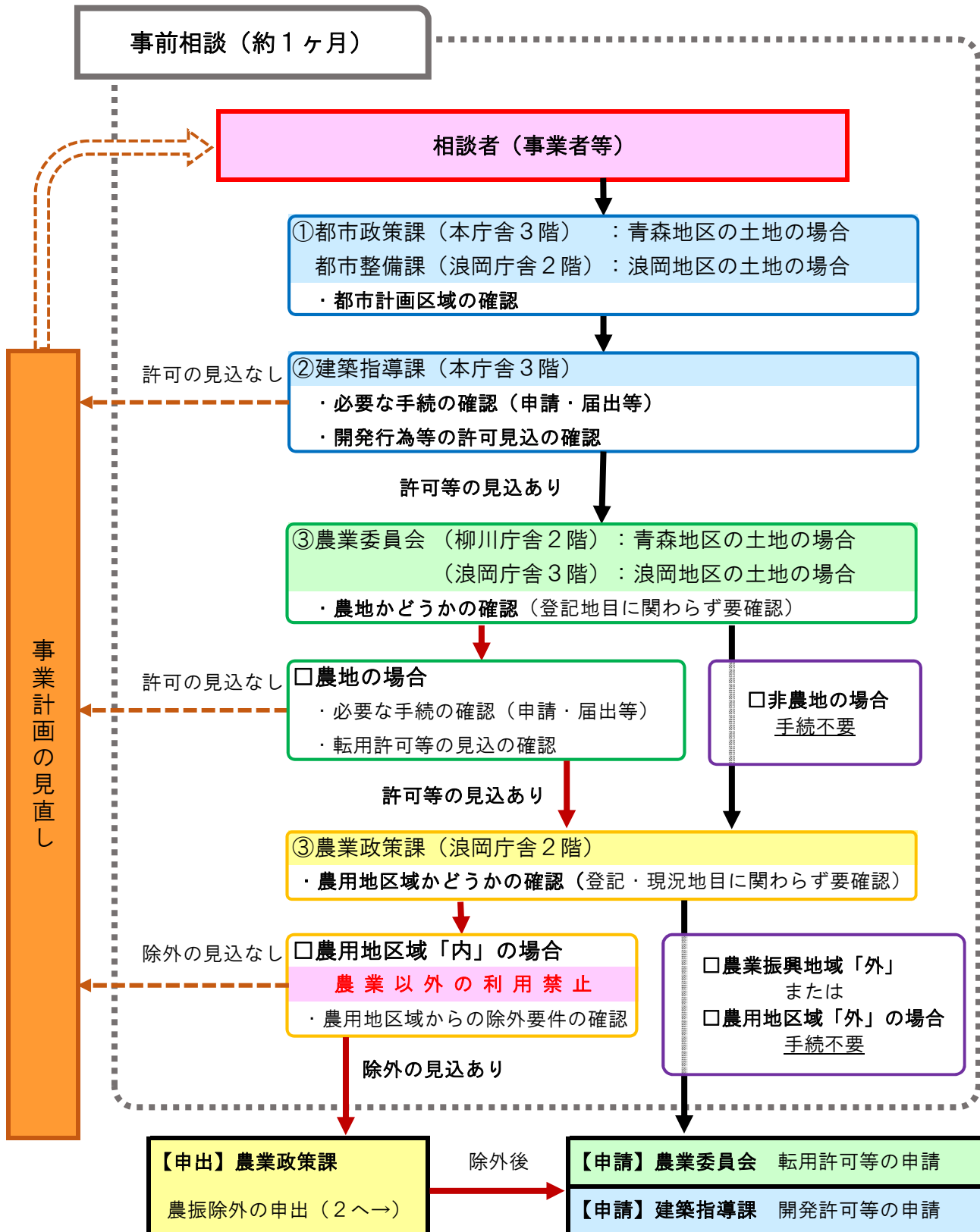
2020年6月

農業政策課

青森市内で開発行為等を計画されている方は、農業振興地域からの除外申出を行う前に必ず農業政策課ほか、関係各課で事前相談を行ってください。

【参考】一般的な開発許可等の場合の相談フロー

- ご準備いただくもの
- 土地の所在及び地番がわかる書類
 - 事業計画書・土地利用計画図等



農業振興地域整備計画の変更手続の流れ【2. 変更申出】

2020年6月

農業政策課

農用地区域からの変更申出の受付は年1回（10月末締切）です。

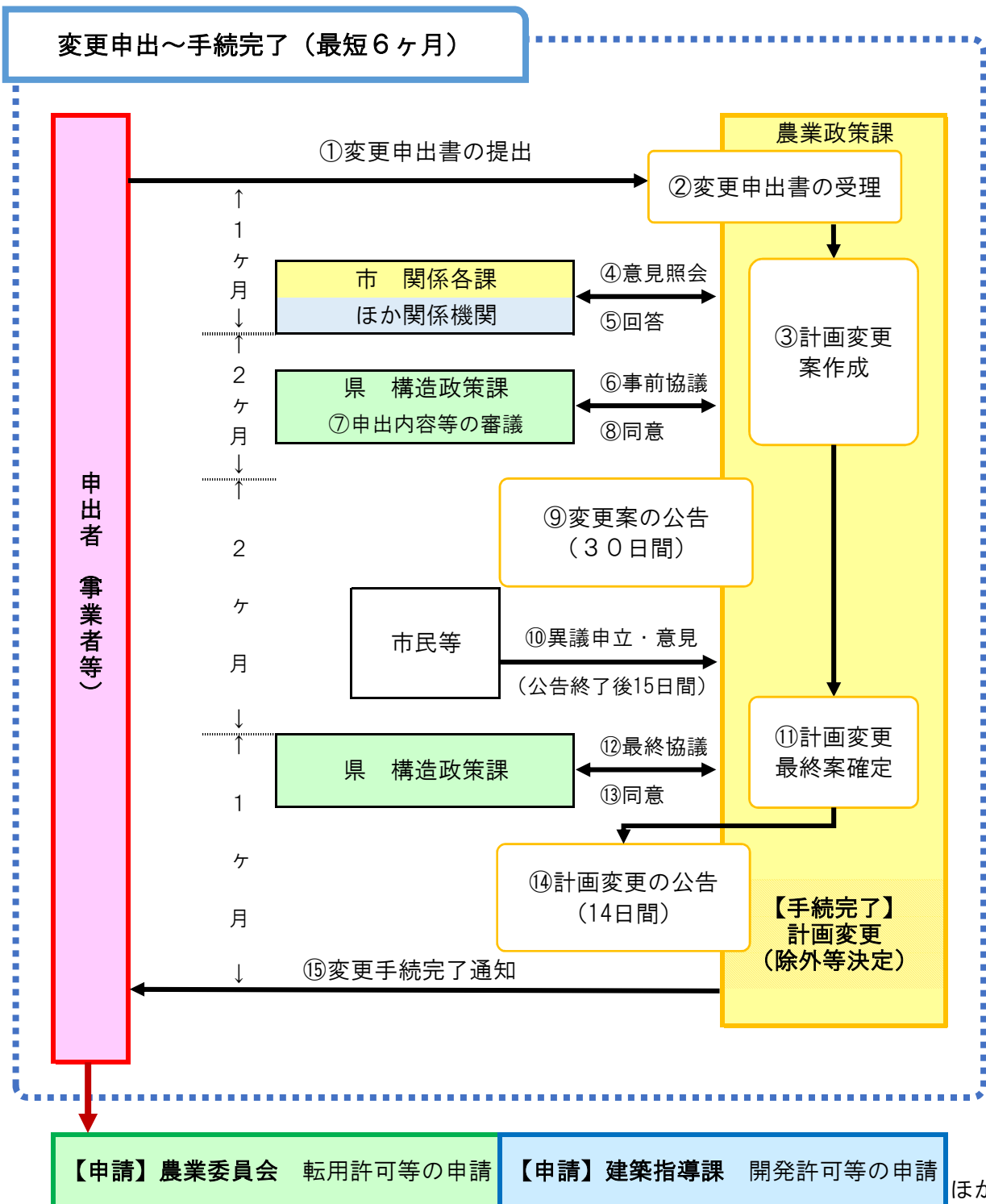
（令和2年度より、全体見直し着手のため年1回になりました）

申出の前に必ず事前相談を行い、関連他法令等での事業の許可見込を確認してください。

農業振興地域からの除外申出～手続完了までのフロー

事前相談の結果『除外の見込あり』と判断された案件のみ、申出を受け付けます。

意見照会や事前協議、市民からの異議申立等の結果、手続期間が延長される場合があります。



* 除外の手続が完了した土地であっても、除外後長期にわたり事業に着手されなかった場合などは、農業振興地域整備計画の全体見直しの際に再度農用地区域に編入される場合があります。